

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 三三〇
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件二件 三三二
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件二件 三三二
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 三三二
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三三二
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 三三二
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 三三二
- 保安林の指定を解除する予定である旨届出があった件 三三三
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 三三三
- 保安林の指定を解除する予定である旨の通知をする森林所有者等所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 三三三
- 道路の供用を開始する件 三三三

公 告

- 特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案について公告する件 三三三
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により公聴会を開催する件 三三五
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三三五
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 三三五
- 福島県選挙管理委員会 三三五
- 不在者投票のできる施設として指定した件 三三五
- 福島県監査委員 三三五
- 福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程 三三六

告 示

福島県告示第五百五十三号

競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成十五年福島県告示第七百八十三号）の一部を次のとおり改正する。

令和三年七月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

第四の第七号中「第一種電気工事士」の下に「又は同条第二項に規定する第二種電気工事士」を加える。

第五中「直前二年の各事業年度」を「直前二年の事業年度」に改める。

第十中「〇二四―五二―一七九〇三」を「〇二四―五二―一七八一二」に改める。

（施設管理課）

福島県告示第五百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年七月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
須賀川みらい歯科クリニッ	ク	須賀川市塚田二二五	令和三年七月一日

（社会福祉課）

福島県告示第五百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年七月三十日

令和三年七月三十日

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションあやめ須賀川	須賀川市和田字柏崎三	株式会社フアー・ストナース	東京都港区新橋二丁目二二一六	令和三年六月一日

(社会福祉課)

福島県知事 内堀 雅雄

福島県告示第五百五十六号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
 令和三年七月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
加藤歯科医院	会津若松市蚕養町一一九	令和三年四月二三日
医療法人昭美会さめがわ歯科医院	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿一八九一	同 年三月三十一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
 令和三年七月三十日

令和三年七月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
訪問看護ステーションケアーズあいづ	会津若松市湯川町一一五八	株式会社C・L・工房	会津若松市湯川町一一五八	令和三年五月三十一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。
 令和三年七月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
深沢 友紀	須賀川市森宿字関表九〇一	KEiROW 須賀川ステーション	須賀川市北上町五三一四	令和三年七月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
 令和三年七月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービス
事業所の名称	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービス

名称	あいあい薬局城北店
所在地	会津若松市城北町二八二
名称	株式会社メデイカルビース
事務所の所在地	会津若松市城西町五一五六
	平成三〇年七月一日
の種類	居宅療養管理指導 介護予防 防居宅療養管理指導

(社会福祉課)

福島県告示第五百六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和三年七月三十日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	訪問看護ステーションケアーズあいづ
事業所の所在地	会津若松市湯川町一五八
事業者の名称	株式会社 C.L.工房
事業者の主たる事務所の所在地	会津若松市湯川町一五八
廃止年月日	令和三年五月二二日
サービスの種類	訪問看護

(社会福祉課)

福島県告示第五百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年七月三十日から同年八月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)マルトSC関船 福島県いわき市常磐関船町一丁目一五番二三ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 交通に係る事項

- (一) 計画地は一般住宅地に隣接しており、当該店舗の新設により交通量の増大が見られることから、店舗利用者の安全確保に加え、歩行者を含む隣接道路利用者の円滑な交通を阻害しないための警備員の配置及び、減速を促す注意喚起の標示を行うなど、交通事故防止の対策を検討すること。
- (二) 計画地は住宅地等が近接しているため、出店開始時及び混雑する時間帯等において、駐車場の交通整理を速やかに行うなど、周辺の道路における交通渋滞を極力解消できるような対策を検討すること。

特に、出入口1から南下し、市道関船区画一号線と県道江名常磐線(四八号線)の交差点を右折する場合や、出入口2から西側に向かい、市道関船区画三〇号線と市道杭田・宿内線の交差点を右折する場合、時間がかかり渋滞が発生する恐れがある。

- (三) 計画地周辺は、小学校及び中学校の通学区域となっており、荷捌き車両の通過時間と通学の時間が同時刻の場合もあることから、工事期間中も含め、児童・生徒の通行の安全を十分に確保すること。

2 騒音の発生に係る事項

建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等を行き、誠意を持って対応すること。

3 廃棄物に係る事項

- (一) 廃棄物については、一般廃棄物と産業廃棄物を区別し、適正に処理することともに、可能な限り減量化及びリサイクルに努めること。
- (二) 保管施設で生ごみを保管することから、悪臭が発散しないよう留意することともに、ねずみが生息したり、蚊、ハエその他の害虫が発生したりしないようにすること。

- (三) 市内の事業所等において、従業員や顧客の飲食や嗜好により排出されたかん類、ペットボトル、びん類及び容器包装プラスチックについては産業廃棄物として取り扱うこととなっていることから、適正に処理すること。

4 その他

出店地は、河川洪水浸水想定区域となつてはいるが、地理的に二つの河川(水野谷川、湯本川)に挟まれた立地となつており、近隣の河川洪水浸水想定区域における水害発生時や、他の自然災害発生時における避難誘導、情報伝達などの対応が迅速に実施できるよう、従業員に対する防災教育、訓練を行うとともに、来店者が速やかな対応をとれるよう、非常口等の避難経路の表示等を適切に行うこと。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年七月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
福島市町庭坂字堰ノ内二八の五、二八の六
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第五百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和三年七月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
福島市在庭坂字渡辺八の三、町庭坂字堰ノ内二六の二、二六の四、二七の二、二八の三、二八の四、二九の四
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第五百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年七月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
榊原勇助

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和三年農林水産省告示第九百十五号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第五百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年七月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
星サク 星喜平 要サタ 星忠吉 星トクヨ
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和三年農林水産省告示第九百四十七号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第五百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和三年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年七月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道喜多方会津坂下線	喜多方市字一丁目四六四七番二地 先から 同 市字二丁目四六六四番地先 まで	令和三年七月三〇日

(道路計画課)

公 告

公告第四百十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定に基づく特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供する。
令和三年七月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 特別保護地区の名称

- 1 裏磐梯鳥獣保護区特別保護地区
- 2 尾瀬鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

- 1 裏磐梯鳥獣保護区特別保護地区
耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ヶ峯一〇九三番三九、一〇九三番四〇及び一〇九三番七〇二、字大府平原一七二番一、一七二番二、一七二番三、一七二番四、一七二番二五、一七二番二六及び一七二番二八、字七曲山一六九番一及び一六九番二、字大府平山一七〇番一、一七〇番三及び一七〇番四、字井戸窪山一六六番二、字丸森山一六七番、字小磐梯山一六八番五、一六八番六及び一二並びに国有林猪苗代事業区七林班、一〇林班い、ろ、は、に、ほ、へ、と及びイ小班、一林班い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、二、り三、り四、ぬ、る、を、わ、一、わ二、か、よ一及びよ二小班、一三林班、一七林班、四八林班、五九林班ろ、は及びに小班、六〇林班か小班、六五林班並びに六六林班の区域
- 2 尾瀬鳥獣保護区特別保護地区
国有林会津森林管理署南会津支署事業区一〇六三、一一〇一林班及び尾瀬沼の区域

三 域

特別保護地区の存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

特別保護地区の保護に関する指針の案

四 1 裏磐梯鳥獣保護区特別保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分
集団渡来地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的
裏磐梯鳥獣保護区は、磐梯山の北側に位置し、檜原湖等の湖沼群及び東大顛までの吾妻山系西側の地域を有している。標高約八〇〇メートルの湖沼・湿原から、広葉樹林、針葉樹林、混交林、更には標高二、〇〇〇メートルの西吾妻山へのブナ林、亜高山性針葉樹林、偽高山帯といった多様な植生を有している。このような自然環境を反映して、オオジシギ、オオヨシキリ等の渡り鳥が生息している。

このため、当該区域は、裏磐梯鳥獣保護区の中でも特に保護する必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及び生息地の保護を図るものである。

椴原湖の東岸、西岸や雄国沼周辺の区域は、湖沼や草地に連続する森林等で形成されており、渡り鳥のねぐら、採餌場として重要であり、東大顛、西吾妻山の区域においては、オシドリやコマドリ等森林性の渡り鳥が生息・繁殖している区域となっている。

このため、当該区域は、裏磐梯鳥獣保護区の中でも特に保護する必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及び生息地の保護を図るものである。

(三) 管理方針

湖沼などの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

2 尾瀬鳥獣保護区特別保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

本地域は、尾瀬国立公園を中心とした地域で、南側が群馬県、西側が新潟県、北側には燧ヶ岳をはじめとする二、〇〇〇メートル級の山々がそびえる。尾瀬ヶ原をはじめとする広大な湿原や尾瀬沼には、四季折々に二〇〇種類以上の水生植物を見ることができ、そのすばらしい自然と景観美を味わうため多くのハイカーが訪れる。我が国最大といわれる広い高層湿原を持つ尾瀬ヶ原を中心に、それを取りまく燧ヶ岳、大杉岳などの山々とブナの原生林や尾瀬沼と周辺の湿原、三条ヶ滝など変化に富んだ地形はコマドリ、ヤマネ、オコジョなどの珍しい種類の鳥獣の生息が認められる。

尾瀬鳥獣保護区のうち、尾瀬ヶ原など特に良好な鳥獣環境となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。

(三) 管理方針

尾瀬ヶ原及び大江湿原などの鳥獣の生息環境を適正に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意しつつ、尾瀬の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、自然とのふれあいや教育・学習の場として活用できるように、保護だけでなく適切な管理についても取り組んでいく。

五 縦覧場所

1 裏磐梯鳥獣保護区特別保護地区

福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県会津地方振興局県民環境部県民生活課

2 尾瀬鳥獣保護区特別保護地区

福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県南会津地方振興局県民環境部県民生活課

縦覧期間

令和三年七月三十日から令和三年八月十三日まで

公告第四百十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和三年七月三十日

福島県知事 内堀雅雄

（自然保護課）

日 時	場 所	案 件
令和三年八月二十七日 午後一時三十分	耶麻郡北塩原村 裏磐梯観光会館 二階会議室	裏磐梯鳥獣保護区特別保護地区の指定について
令和三年八月二十四日 午前十時三十分	南会津郡檜枝岐村 檜枝岐村役場 二階中会議室	尾瀬鳥獣保護区特別保護地区の指定について

（自然保護課）

公告第四百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第四百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画準防火地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第四百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四条、第百十七号又は第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、令和三年七月十三日次のとおり指定した。

令和三年七月三十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤俊博

施設の名 称	施設の所在地
福島県ふたば医療センター附属病院	双葉郡富岡町大字本岡字王塚八一七番地の一

福島県監査委員

福島県監査委員告示第一号

福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年七月三十日

福島県監査委員

福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

福島県監査委員事務局規程（昭和五十三年福島県監査委員告示第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表企業会計監査課の項第三号中「財政的援助等」を「財政的支援等」に改める。

附 則

この規程は、令和三年八月一日から施行する。

（監査総務課）